

八街市教育委員会議事録

令和6年第12回定例会

期 日 令和6年12月11日（水）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時15分

場 所 大会議室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出 席 委 員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代
	委 員	近 藤 博

出 席 職 員	教 育 部 長	秋 葉 忠 久
	教育総務課長	塚 本 廣
	学校教育課長	松 岡 広 明
	社会教育課長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 顕 仁
	中央公民館長兼郷土資料館長	菅 沼 邦 夫
	図 書 館 長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 済
	郷 土 資 料 館 長	青 柳 好 宏
	教育総務課副主幹（事務局）	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和6年第12回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に山田教育長職務代理者と吉田委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和6年11月19日から12月10日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

はじめに、議会関係につきまして、まとめてご報告いたします。

11月26日、令和6年12月議会、議案説明記者会見に出席しました。

11月29日、八街市議会議場にて、令和6年12月議会開会に出席しました。

本議会に提出された案件は、議案13件でした。

12月4・5・6日の3日間で一般質問が行われ出席しました。

一般質問では、16名の議員から通告があり、教育委員会関係では、「教育環境整備について」、「こどもたちの犯罪防止教育について」、「小学校卒業式での児童の服装について」、「中学校の部活動地域移行について」、「アスリート支援について」など、7名の議員から30項目の質問がありました。

一般質問の詳細につきましては、改めてご報告いたします。

12月10日、議案質疑が行われ出席し、教育委員会関係として、1名の議員から「令和6年度八街市一般会計補正予算について」に関しては「小学校施設整備事業」、「債務負担行為について」に関しては「中学校部活動地域展開推進業務」及び「小中学校プール授業支援業務」についての質疑がありました。

議会関係は以上となります。

引き続き、日付に沿って、主なものをご報告いたします。

11月20日、令和6年度印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察に、山田教育長職務代理者、橋爪委員とともに参加しました。研修では、千葉県立特別支援学校流山高等学園、流山市立おおたかの森小学校、印西市中央学校給食センターの3か所を視察し、その後、意見交換会に出席しました。

山田教育長職務代理者、橋爪委員におかれましては参加いただき、ありがとうございました。

11月22日、八街南中学校において、千葉県教育委員会指定公開授業に出席しました。

公開授業では、「地域における食育推進事業」として、学校給食センターに勤務している学校栄養職員が指導者となり、「中学生に必要な栄養を満たす食事一献立はどのような手順で考えたらよいのだろうかー」を題材に授業が行

われました。

当日は、県教育庁教育振興部保健体育課と北総教育事務所指導室の指導主事のほか、北総教育事務所管内から１８名の教職員も授業を参観しました。

１１月２３日、中央公民館において、令和６年度第６７回八街市民文化祭授賞式に出席しました。

授賞式では、市民文化祭の書道、絵画、工芸、短歌大会、百人一首大会、囲碁大会の各部門の市長賞など、５つの賞の表彰を行い、また教育長賞の授与を行いました。

１１月２５日、特別会議室において、千葉黎明高等学校野球部による市長への表敬訪問に同席しました。

同校野球部は、令和６年度第７７回秋季千葉県高等学校野球大会において優勝し、その後に開催された第７７回秋季関東地区高等学校野球大会において準決勝進出というすばらしい成績を収められました。

表敬訪問では、校長をはじめ、監督、キャプテン及び本市出身の計５名の選手、学校関係者が出席され、選手からは、「更に強いチームを作りたい」などの思いが語られました。

１１月３０日、朝陽小学校において、校内音楽発表会を視察しました。

発表会では、全校児童が参加し、学年ごとに楽器の演奏と合唱の発表が行われ、どの学年も工夫を凝らした素晴らしい発表で、多くの保護者も、こどもたちが一生懸命発表している姿に感動しながら聞き入っていました。

同日、八街北中学校において、八街北中フェスティバルに出席しました。

午前中は、専用のゴーグルを着用し、仮想空間の中で対戦するアクティビティ「HADO（はどう）」を生徒が体験している様子を観覧しました。

午後には、ＰＴＡバザーが行われ、部活動ごとに生徒たちが準備したゲーム体験やキッチンカーなどの出店があり、とても賑わっていました。

１２月１日、佐倉市立内郷小学校をスタート・ゴールとし、印旛郡市各市町、印旛郡市各教育委員会、印旛郡市スポーツ協会、千葉県小中学校体育連盟印旛支部の主催による第９４回印旛郡市駅伝競走大会の開会式に出席しました。

本市から出場したチームの成績は、中学生男子の部では、３５チームの参加があり、八街南中学校は２チームが出場し１５位と２７位、八街中央中学校が２２位でした。八街北中学校は途中棄権となっております。

中学生女子の部では、３６チームの参加があり、八街南中学校は３チームが出場し、１３位と２５位、３０位、八街中央中学校が２１位、八街北中学校が２７位でした。

また、一般の部では、本市からは１チームが出場し、１３チーム中、１０位の成績でした。

同日、中央公民館において、第２９回八街市民音楽祭に出席しました。

音楽祭では、市内４中学校の吹奏楽部を含む１０団体が出演し、出演者数２３７人、来場者数は４２９人で、熱気溢れる音楽祭となりました。

なお、教育委員の皆様には、ご来場いただきありがとうございました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

４．前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回１１月１９日に開催しました第１１回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

５．議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第１号の議案１件、第１号報告の報告議案１件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第１号については、教育委員会会議規則第１３条第１項第１号「任免・賞罰等人事に関する事項」に該当することから、非公開により審議したいと思いますがご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、議案第１号については非公開により審議することとします。

それでは、ここから議題に入ります。

第１号報告、専決処分に係る意見照会について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

第１号報告、専決処分に係る意見照会につきましてご説明いたします。

資料の別紙第１号報告資料「専決処分書」をご覧ください。

本件は、物損事故による損害賠償の額等を定めることについて、市長から本委員会に意見が求められましたが、教育委員会にてご審議いただく時間がな

かったことから、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものです。

事故の内容は、令和6年9月20日、午前11時40分頃、八街市八街ろ11番地82において、八街市立交進小学校職員の草刈り作業に伴う飛び石により、学校に隣接する民家所有者の窓ガラスの一部を破損したもので、同校職員が衝立等の飛散防止の措置をしなかったことが原因です。

令和6年11月28日付けで示談が成立し、同日付けで市長が専決処分したことにより、窓ガラスの交換及び工事等に係る費用として、65,670円を損害賠償金として支払ったものです。

市議会へは、令和6年12月定例会において11月29日の開会日に報告されました。

以上で報告を終わります。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

それでは、第1号報告を終わります。

次に、教育委員報告があります。

吉田委員から「市民音楽祭」について報告をお願いします。

○吉田委員

12月1日に行われました「市民音楽祭」に山田教育長職務代理と参加してまいりました。

中学校4校の吹奏楽部の演奏を鑑賞しました。

少子化の影響等で吹奏楽部の部員が少なくなっておりましたが、各学校いろいろ工夫を凝らしながら、来場した200名程の観客を楽しませてくれていました。

今後も各学校、吹奏楽部に力を入れて、音楽に対する感性を伸ばしていったほしいと思いました。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

昨年までは、「市民音楽祭」を5月に開催しておりましたが、今年度は12月の開催となりましたので、3年生が部活動を引退し、1・2年生部員での演奏となりましたが、一生懸命練習を重ねてきた様子が伺える大変素晴らしい演奏でした。

続きまして、山田教育長職務代理者より「印旛地区教育委員会連絡協議会

研修視察」について報告をお願いします。

○山田教育長職務代理者

1 1 月 2 0 日に行われました「印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察」に教育長と橋爪委員と参加してまいりました。

視察場所は、3 か所です。

最初に、千葉県立特別支援学校流山高等学園を視察しました。

流山高等学園は、社会自立・職業自立を目指し、一人一人の特性に応じて基礎・基本の定着を図るとともに個性輝く教育を推進しているとのことでした。

キャリア発達支援において、とても先進的な取組をしており、また先生方の生徒への指導につきましてもとても勉強になりました。

本市の特別支援教育を進める上で、参考にしたいと考えております。

2 か所目が、流山市立おおたかの森小学校を視察しました

流山市は、「子育てするなら流山」のキャッチフレーズが有名になっていて、人口がとても増えています。

おおたかの森小学校の現在の児童数は、1, 7 0 0 人を超え、開校以来2回の分離を行っているとのことでした。

校舎は近代的で開放的な教室で、児童が学習に集中できる環境が整っていました。

本日、二州小学校を訪問して、近代的な校舎ではないですが、先生方の工夫により、児童にとってより良い教育環境が保たれているなと感じました。

最後に、印西市中央学校給食センターを視察しました。

印西市の給食センターは、ドライ方式を採用する先進的な施設でした。

前日に八街市の給食センターを訪問しており、印西市の給食センターと比べると施設は古いですが、給食センターの方々は、とても頑張ってくれているなと感じることができました。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

最初に訪問した流山高等学園は、ガラス工芸の実習授業を生徒自身が説明してくれました。

知的障害の特別支援学校ではありますが、生徒たちはいきいきとしており、自身の目標を持ち学習に取り組んでいると感じました。

平成9年の開校以来、いまだに全国から視察を受け入れているとのこと、短い時間でしたが、それだけの実践を積み重ねていることを、感じられる素晴らしい学校でした。

流山市立おおたかの森小学校は、同じ敷地内におおたかの森中学校もありまして、2, 0 0 0 人以上の児童・生徒・職員が日中を過ごしている県内でも例

を見ないほどの大きな規模の学校で、活気はありますが、様々な苦勞があり、工夫が必要となってくるのではと感じました。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第1号、八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について
教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

＜特にありません＞

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和6年第12回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 6年12月11日(水)

午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について

(2) 報告事項

第1号報告 専決処分に係る意見照会について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和6年11月19日～令和6年12月10日

日付	曜日	時間	場所	内容
11 / 19	火	9 : 15	実住小・学校給食センター	教育委員視察
"	"	13 : 30	大会議室	教育委員会定例会議
"	"	14 : 45	交進小学校	放課後子ども教室視察
11 / 20	水	8 : 30	流山市・印西市	印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察
11 / 21	木	16 : 00	特別会議室	部課長会議
11 / 22	金	12 : 30	八街南中学校	千葉県教育委員会指定公開授業
11 / 23	土	10 : 30	中央公民館	市民文化祭授賞式
11 / 24	日	8 : 50	団体研修室	職員採用試験（面接）
11 / 25	月	16 : 15	特別会議室	千葉黎明高校野球部表敬訪問
11 / 26	火	13 : 30	第1会議室	記者会見
11 / 29	金	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（令和6年12月議会開会）
11 / 30	土	10 : 00	朝陽小学校	音楽発表会視察
"	"	11 : 20	八街北中学校	北中フェスティバル視察
12 / 1	日	9 : 00	岩名運動公園	印旛郡市駅伝大会激励
"	"	11 : 00	中央公民館	市民音楽祭
12 / 2	月	9 : 10	特別会議室	庁議
12 / 3	火	9 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
"	"	13 : 00	八街北小学校	校長会
12 / 4	水	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（一般質問）
12 / 5	木	10 : 00	"	"
12 / 6	金	10 : 00	"	"
12 / 9	月	9 : 00	教育長室	校長面接
12 / 10	火	10 : 00	八街市議会議場	市議会本会議（議案質疑）

前回議事録の承認について

令和6年11月19日第11回定例会議事録…別添のとおり

議案第 1 号

八街市教育委員会表彰候補者の審査及び決定について

八街市教育委員会は、令和 6 年度の八街市教育委員会表彰について、別紙のとおり決定する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第1号報告

専決処分に係る意見照会について

八街市教育委員会は、物損事故による損害賠償の額等を定めることについて市長より意見を求められたことから、臨時代理により、異議ない旨回答したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年12月11日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

○八街市教育委員会表彰規程

昭和 5 3 年 3 月 2 8 日

教育委員会訓令第 1 号

改正 平成 2 5 年 3 月 2 6 日教委訓令第 1 号

平成 2 5 年 8 月 2 3 日教委訓令第 2 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日教委訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、八街市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体（以下「教育功労者」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰を受けるもの)

第 2 条 教育委員会は、教育関係団体とそれに関係する者及びその他の個人で次の各号のいずれかに該当する者について表彰する。ただし、八街市表彰規定（平成 2 5 年告示第 5 3 号）の規定に基づき表彰を受ける者又は既に受けた者であり、かつ、表彰する事由が同じである者を除く。

- (1) 有益な研究、考案又は発見をし、教育に貢献した者
- (2) 学校教育、学校保健又は社会教育の振興についてその功績が顕著であった者
- (3) 教育施設等の充実整備について、その功績が顕著であった者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当し既に表彰を受けた者であっても、他に表彰すべき事由が生じたときは繰り返してこれを表彰することができる。

(一部改正〔平成 2 5 年教委訓令 1 号・2 号〕)

(表彰を受けるものの決定)

第 3 条 表彰を受けるものは、前条各号に掲げるものについて、教育長が作成して提出する候補者及び候補団体名簿により、教育委員会が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品等を授与して行うものとする。

(一部改正〔平成25年教委訓令第2号〕)

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年2月の第1日曜日において行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、その期日を変更し、又は随時に行うことができる。

(全部改正〔平成26年教委訓令第1号〕)

(追彰)

第6条 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、その死亡の日前にさかのぼって表彰し、表彰状及び記念品等は、その遺族に授与する。

(一部改正〔平成25年教委訓令第2号〕)

(表彰の取消し)

第7条 表彰を受けた者で、教育功労者としてふさわしくない非行があったときは表彰を取り消すことができる。

(全部改正〔平成25年教委訓令第1号〕)

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔平成25年教委訓令第1号〕)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日教委訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日教委訓令第2号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日教委訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

八街市教育委員会表彰規程の運用について

八教総第136号
令和6年4月1日
教育部教育総務課

第2条関係（表彰を受けるもの）

- 1 第2条第1項第1号の「有益な研究、考案又は発見をし、教育に貢献した者」とは、全国規模の会又は専門的機関の開催する研究会等において発表等を行った者とする。
- 2 第2条第1項第2号の「学校教育、学校保健又は社会教育の振興について、その功績が顕著であった者」とは、法令等に基づく委員等の職にあること10年以上の者をいう。ただし、その職に在職している間は、表彰の対象としない。
- 3 第2条第1項第3号の「教育施設等の充実整備について、その功績が顕著であった者」とは、次に掲げるいずれかを行った者とする。
 - (1) 教育施設（社会教育及び社会体育施設を含む。）の整備のため、50万円以上の現金の寄附
 - (2) 教育施設（社会教育及び社会体育施設を含む。）に50万円相当以上の物品の寄附
- 4 第2条第1項第4号の「前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績があった者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) スポーツ分野
 - ① 県大会等の予選を通過し、全国大会に出場した者（団体競技の場合は、登録選手に限る。）
 - ② 県大会で3以内に入賞した者（上記①の者を除く）
 - ③ スポーツ協会その他これに類する団体の役員にあること10年以上の者（その職に在職している間は、表彰の対象としない。）
 - (2) 文化芸術分野
 - ① 全国規模の大会その他これに類する発表会等で入賞した者
 - ② 文化協会その他これに類する団体の役員にあること10年以上の者（その職に在職している間は、表彰の対象としない。）

第5条関係（表彰の期日）

- 1 原則、前年の11月1日から表彰実施年の10月31日までの間に規程で定める基準の成績を収めた者を対象として表彰する。
- 2 第3条の規定により決定した後、新たに表彰対象が判明したものについては、原則、翌年度の表彰の対象とする。